

食品安全規格の国際調和をめぐる戦略上の諸課題 —日本の食品安全確保を目的として—

松尾 真紀子

東京大学 公共政策大学院・サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)

はじめに：食品規制の調和の必要性

近年、食品にかかわる諸問題の頻発により、食品安全に強い関心が寄せられている。特に輸出国での食品安全体制の不備に起因する問題や、輸入食品への根強い不信感、新たな技術を応用した食品等の問題を改善するには、輸入時の検疫を主とする水際対策だけでは限界があり、国際的な食品規制の調和によって対処する必要がある。国際レベルでの食品安全に関する規制は、貿易・輸入依存度の高い日本にとって大変重要な問題のひとつであるといえる。しかし、食品にかかわる問題は非常に多面的であり、多様なアクターが関与することから、様々なレベルでの調整問題が存在する (Matsuo et al.2009, in press)

そこで本稿では、食品安全規制の国際合意形成を図る上で考慮すべき課題を整理することを目的とする。その際、これまでの研究を踏まえ、主として合意形成にかかわるさまざまな実務者(政府における関係者をはじめ、専門家、関連する業界や消費者団体)への示唆を念頭に、日本の食品安全を確保する上で、合意形成者が検討すべき戦略的課題を抽出するという観点から分析視覚の整理を試みた。以下、合意形成をする上で考慮すべき4つの分析視角として、①環境要因としての食品安全のガバナンス枠組み・制度の分析、②交渉にかかわる主要なアクターの特定と分析、③交渉イシューの分析、④交渉現場におけるテクニックの分析、を挙げ、それぞれについて論じる。

1. 食品安全のガバナンス枠組み・制度の分析： コーデックスとは

食品安全にかかわる規格を策定する上で、その交渉者の行動を規定し、拘束する環境要因として、国際機関におけるガバナンスの形態、すなわち、フォーマルに規定された原則・規範・規則・政策手順および、インフォーマルに存在する慣習等からなる制度が挙げられる。合意形成にかかわる実務者は、交渉が実践される場の制度を熟知するとともに、今後どのような制度が望ましいかも考慮の上、働きかけていく必要がある。

現在、食品安全ガバナンスの枠組みは、コーデック

ス(食品規格)委員会(Codex Alimentarius Commission, 以下コーデックス)を主体としている。コーデックスは、1963年にFAOとWHOの下部組織の政府間機関として設立された。事務局はローマにあり、その目的を①国際的に貿易される食品の規格・衛生規範の作成、②消費者の健康保護、③公正な食品貿易、としている。加盟主体は、182カ国(日本は1966年に加盟)とEC(コーデックスへはEC, European Communityとして加盟している)である(2009年9月現在)。これに加えて、オブザーバーとして、関連する国際機関、業界団体や消費者団体等がいる。

コーデックスの規格そのものは任意である。つまり法的拘束力を持たないが、1995年に強制管轄権を持つWTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, SPS協定)」において、コーデックスが食品規格の策定機関と規定ⁱ⁾されたことにより、WTOでの紛争処理の兼ね合いからその規格の重要性が高まった(Victor 2000; Veggeled and Borgen 2005)。

コーデックスの組織運営・規格策定手順等は、「コーデックス手続きマニュアル(Codex Procedural Manual)」に定められている。会議は、参加メンバーが限定されている執行委員会を除き、コーデックスの全てのメンバーに開かれておりⁱⁱ⁾、議事録だけでなく、起草段階の規格案やそれに対する各アクター(加盟国・オブザーバー)のコメントをホームページ上に掲載して公開している。こうしたことから、コーデックスは他の国際機関に比して相対的に透明性の高い機関といえる。コーデックスの組織は、総会を最高意思決定機関とし、執行委員会、事務局と各種委員会(全般課題規格部会・食品規格部会・地域調整部会・特別部会等4つの下部組織(Subsidiary Body))から成っているⁱⁱⁱ⁾。

規格の策定手続きは、8段階(ステップ1~8と呼ばれている)から構成されている。規格は、各委員会で草案の審議が重ねられ、総会の承認を経てステップが更新され、ステップ8で採択となる(ただし緊急の場合や十分なコンセンサスがある場合は、ステップを省略する手順もある)。各委員会の運営は、ホスト国の拠出金によってなされる(ただし、総会と執行委員会等についてはFAOとWHOの拠出金(FAOが8.5割)から営まれている)。草案や討議資料はホスト国や会議の有志国等を中心として用意される。個別委員会は、通

松尾 真紀子 (まつお・まきこ)
東京大学 公共政策大学院・サステナビリティ
学連携研究機構(IR3S) 特任研究員
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

常年に一度の開催となっているので、こうした草案等の準備は作業部会（物理的作業部会の形態をとる場合と電子媒体で行う場合がある）を設置することによって行う。草案等は、会議の事前に参加メンバーに回付され、コーデックスのメンバーはオブザーバーも含めてこれに対して書面でコメントを付すことができる。会議の当日は草案をパラグラフごとに審議する。

規格策定のプロセスは、コンセンサスを重視する^{iv)}ので（制度上は投票もあるが、ほとんど用いられない）、事前に各メンバーが意見の表明をした上で討議を行い、コンセンサスが得られない場合にはステップが差し戻されることもある。

コーデックスでの食品安全規格の策定は、リスク分析の枠組み（リスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションの3要素からなる^{v)}）に基づいて実践されている。リスク管理機関であるコーデックスに対して、組織的に独立したFAO/WHO合同専門家会議（FAO/WHO Expert Consultations^{vi)}がリスク評価（科学的アドバイス）を提供する。コーデックス委員会に参加する主体が政府や組織を代表するのに対し、FAO/WHO合同専門家会議のメンバーは個人（一専門家）として参加することが求められており、これにより、科学的分析結果に中立性と客観性を担保しているとされる。FAO/WHO合同専門家会議における科学的アドバイスの定義やその運用については『（コーデックス及びその加盟国への）食品安全と栄養に関する科学的アドバイスのFAO/WHOの枠組み（FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition (to Codex and member countries)）』に定められている。コーデックスの合意形成では科学的知見に基づいた議論が求められている。WTOの参照機関になってからコーデックスの活動は政治化したとしばしば評される（Victor 2000; Codex Evaluation Team 2002）が、それでも、科学（特にFAO/WHO合同専門家会議の報告書が存在する場合はその勧告）に基づいて議論をすることが原則とされている。したがって、科学的な議論に対しては、基本的に科学的な議論で論破する必要性が交渉当事者間で認識されているのである（ただし、こうした議論が通用しない議論ももちろん多く存在するのは後述のとおりである）。

以上は、公の各種文書に定められているコーデックスにおける制度の概要である。さらに、こうした文書に記されていない、インフォーマルな慣習や文化としてのコーデックスの制度的特質も合意形成の重要な要素であるといえる。この特質としては、何十年にもわたって参加し続けている人たちの間でのコミュニティ的な要素もある^{vii)}。また、交渉参加主体が、コーデックスは「規格策定の場」、それゆえ「一定の政治的妥協

も必要」と考える共通認識もインフォーマルな特質として挙げられるだろう。文書策定のためには、all or nothingな交渉よりは、ある程度の妥協も許容し、その過程で妥協を引き出すプロセスに重点が置かれているのである。

2. 交渉にかかわるアクターの特定と分析： 多様なアクターとその利害関係

コーデックスの合意形成過程では、規制策定の主体としての国家に加えて、食品関連企業、消費者団体などのオブザーバーや、関連する国際機関が重要なアクターとして存在する。これらのアクターの利害関係は、個々の部会・議題によって異なるので、一概に論じることはできない。特にコーデックスの委員会は、前述のとおり、世界各国に存在する各ホスト国によって運営されることから実施場所も参加者も委員会によって異なる。そこで合意形成の実務者は、部会や議題ごとに主たるアクターを特定し、その利害関係を分析することが求められる。

ほとんどの部会で議論の中心的役割を果たすのは、すでに食品安全に関してさまざまな制度やそれを支える豊富なデータを備えている先進国、とりわけ、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド等と、ECである。アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド等は、ともに輸出大国であり、規制のあり方に対する考えが近いことから、結果として行動を共にすることが多い。ECも同じく輸出国であるが、前者とは考えや価値観（たとえば、予防原則の問題、消費者の知る権利や動物福祉等の問題において）が異なることから、対立することも多い。ECの発言は、加盟国の意見を集約しているという意味で重みを持つこともさることながら、コーデックスの交渉前に、既に27加盟国分の意見調整・集約というプロセスを踏んで、議論が深まった状況で臨んでくるといった経験の差が大きな影響力となっている。

また近年、新興国や途上国の影響力が増してきていることも指摘されている。農作物の輸出大国であるアルゼンチンやブラジル等は積極的な関与をしている。また、中国は、2007年からオランダに代わって食品添加物部会や残留農薬部会のホスト国になるなどして役割を増している。一方、アフリカ諸国等の途上国は、会議に参加するためのリソースや食品安全規格の実行上の技術的な支援を必要としており、こうした観点からの要求をする。2003年、WHOとFAOは途上国の参加を促進する為の援助基金コーデックス・トラストファンドを設立した。また、部会の開催をホストカントリー以外の途上国で実施することも増えている。その結果、途上国参加が増大しており、規格策定の際に無

視できない存在となってきた。

国家以外の主体として大きな役割を果たしているのは、オブザーバー、とりわけ、食品関連業界団体である。コーデックスでは業界団体がオブザーバーの7割を占めるといわれている (Codex Evaluation Team 2000)。オブザーバーとしての参加のほかにも、政府代表団に業界関係者を専門家として参加させる国もある (またアメリカの場合は、しばしば「回転ドア」と指摘されるように政府関係者も元業界関係者という場合も多いようである)。こうした業界の影響力に対しては批判の声もあるが、業界団体は規格を策定する上で最も重要な専門性やデータ源のひとつでもあることから、これらの団体からいかに特定の商用目的ではない中立的な形で協力を引き出すというのが重要な検討課題である。その他、国際消費者機構 (Consumers International, CI) などの消費者団体やグリーンピース等の環境団体等の NGO もオブザーバーとして参加している。これらの団体は、一般消費者の懸念等を反映させるために積極的な活動を展開している。

3. 交渉イシューの分析：文書のスコーピング・インプリケーション (含意) の分析

合意形成の対象であるイシューの分析においては、上述のアクターの特定による利害関係の分析のほか、以下の視点が重要である。

まず、どのようなスコープ (スコーピング) や観点 (フレーミング) で議論を展開するかという問題である。コーデックスは食品安全の規格を策定する場であるが、食品の安全性の部分以外の問題が持ち込まれる状況が多々生じる。何をどこまでコーデックスに関連する問題として議論するかというスコーピングの問題は、特に新たな問題に対応する際に重要となる。たとえば、遺伝子組換え食品のように、さまざまな参加主体が、異なるコンテキスト (産業政策・研究開発的視点や、環境問題・文化・倫理などいわゆる「その他の正当な要素 (Other Legitimate Factors, OLF)」) で捉える問題の場合、合意形成に様々な問題が持ち込まれ、合意形成を促すには、食品安全以外のこれらの問題をどこまで・どのように取り扱うのかというスコーピングの作業が必要であった (松尾 2008)。合意形成にかかわる実務者はこうした作業がどのように行われるのかを分析することが重要である。

交渉当事者は、並行して、文書が持つインプリケーションの分析も行われなければならない。すなわち、基準が策定された場合、誰にどのような含意を持つのかを精査する必要がある。規制や基準は、消費者の健康を保護するとともに、その副次的効果として、企業間の競争を強化したり、規制が差別を生んだりするこ

ともある。このため、策定する文書の持つ含意はあらゆる側面から、多様なアクターを巻き込んで検討する必要がある。インプリケーションの分析は、商品の定義や数値が明確な基準値等のように、直接的影響が明白な問題に関しては分析が比較的容易である。たとえば、コーデックスの規格も参照された、欧州とペルーの間で争われたイワシの定義に関する WTO 紛争は、欧州がイワシは地中海付近に生息する「Sardine Pilchardus,」と定義したことから、ペルー産イワシ「Sardinops sagax」が欧州市場にイワシとして売れず、これがペルー産イワシへの差別だという主張がなされたことにより争われた (Poli 2004)^{viii)}。このような問題の場合は、イワシ関連産業が影響を受ける産業として明確であることから、定義によって影響を受ける対象が特定しやすく、それらの団体の意見は集約しやすい。しかし、ターゲットが広範で、原則や概念論に関するような文書 (そしてこのような文書の策定もコーデックスでは多い) については、そのもたらしうる意味や影響の範囲 (どのようなステークホルダーをどこまで巻き込むべきか) を読み解くのは非常に難しい。たとえば、本年栄養部会では、栄養分野へのリスク分析の枠組みの適用のガイドラインを策定したが、この枠組みが持つ含意を業界や消費者への影響まで含めて考えることは非常に難しい。

さらに、以上のイシューの分析においては、ダイナミクスの観点からの分析が必要である。過去の決定は、経路依存的にその後の交渉を拘束することから、議論の積み重ね・練り上げていく過程そのものが重要なのである。したがって、その議論の早い段階から関与することが重要である。前述のように、欧州では加盟国間での調整段階の議論の積み重ねや合意そのものが交渉力として大きな競争力になっている。コーデックスで議論になりそうなことについては、先取りして行政や各種団体によるシンポジウム等が開催され、様々な論点とそれに対する主張や反論を展開している。このような議論の積み重ねを交渉相手が経験していることを考慮すれば、コーデックスよりも早い段階から、様々な主体が連携して、様々なフォーラの合意形成の議論に関与していく必要があるといえる。欧州委員会の主催するシンポジウムには域外の人に対してオープンに参加を促すものも多くある。欧州に限らず、諸外国のコンセンサスが出来上がっていく過程にさまざまな主体が積極的に関与して、情報収集と意見の反映をしていくことが日本の食品安全確保上重要になる。

4. 交渉現場におけるテクニックの分析： 会議における空気の醸成術とプロセスの重要性

以上の一連の分析に加えて、合意形成を日本の求め

る方向に進めるには、実際の会議におけるプラクティカルなテクニックに関する分析も必要である。

かつて山本七平は『空気の研究』において、議論を支配する「空気」の重要性を論じた。この「空気」は実態がなく、様々な意味合いがこめられて使われ、これまでアカデミックに研究されたことはないが、実際に会議に参加したことのあるものなら誰もが体験として知っているものであろう。また、従来の学問では、各主体の利害と交渉結果に着目がなされ、その因果関係を静的に捉えることが多かった。そのため、交渉主体の利害は固定的に見られ、「どのような交渉」を通じて合意が得られたのかという「プロセス」の部分に関する分析が少なかった。しかし、交渉は主体間のやり取りから結果を生み出すもので、プロセスによっては結果が大きく変わる可能性がある。セベニウスは、交渉をどのような順序でするのかに加え、誰から開始するのか、公開するのか非公開でするのか、少人数でするのか大人数でするのか、第三者を巻き込むのか、といった戦略的な選択が重要であると論じている (Sebenius 1994)。こうしたことから、国家間の分析も動的に捉えて、どのように合意が形成されるのかというプロセスにも分析の焦点を当てるのが大事である。そこで、ここでは会議における実践上のテクニックの観点から見てみたい。

会議は国益のぶつかる場であり、強国の影響力が強いことは確かであるが、その場の空気は生き物のようなものであり、場の雰囲気によって合意内容がある程度左右されることもまた事実である。特に、コーデックスは参加国も非常に多く、コンセンサスを重視する特質があることから、会議場における議論の流れは重要であるといえる。たとえば、議論の流れのどのタイミングで発言をするのかも重要であるし、事前の各国への根回しにより、発言した内容が立て続けに各国の支持を得られれば、議論を支配的に展開することも可能である。また、合意が得られないときは、会議の合間のブレイク等のインフォーマルな場での本音での議論が、空気を変える機会にもなるので、そうした場の活用も重要である。

その他、より実践上のテクニックに関する分析も必要である。そうしたものには、たとえば、言葉 (wording) による妥結の仕方、他部会の成果や議論の引用による議論の重複の回避といったものが挙げられる¹⁹⁾。

こうした議事録に残らない無形の知識や経験は、合意形成に関与した実践者ら自らの分析によって文書として残しておくしかない。実務担当者間でのプラクティカルなテクニックの伝授・共有と蓄積も重要である。

最後に：多様なアクターのネットワークづくり

以上、本稿では、日本の食品安全の確保を目的とした際に、合意形成の実践者が考慮すべき4つの分析視角 (①環境要因としての食品安全のガバナンス枠組み・制度の分析、②交渉にかかわる主要なアクターの特定と分析、③交渉イシューの分析、④交渉現場におけるテクニックの分析) について論じた。

コーデックスは上述のとおりすべての会議資料が公開されており、上記の分析視角に基づいて、分析するための材料を入手することは困難ではない。しかし、歴史的経緯、各アクターの利害関係や対立構造の分析には、膨大な英文の資料の読み込みが要なるので日本人にとって容易ではない。かつ、この膨大な議事録の中から、行政・業界・消費者等各々のアクターがそれぞれにとっての含意を見出すことは、さらに大きな労力を要する。また、しばしば指摘されることであるが、日本の行政においては2-3年のサイクルで人事異動があることから、同じ行政の実務担当者が継続してイシューを担当することができない。こうした側面を補強するには、国内の他の主体(業界、専門家、消費者団体等)が各々の活動で保持している情報の提供・その蓄積や交流を促進する仕組みの構築が必須である。

日本の食品業界には、国際的に活躍している企業も多く存在し、各種食品関連学会・シンポジウム等へ参加などの活動を行っているが、それぞれが個別に活動を展開していて、業界として国際的な観点から戦略的な動きをなすにいたらず、その活動は断片的に存在することにどまっている。専門家については、FAO/WHO合同専門家会合等にも日本人の専門家が出席しており、国際的な食品安全の議論へのインプットと日本へのフィードバックの貴重なルートとなっている。専門家会合への参加は基本的に無給であることから、国内の研究機関等はこうした活動へ理解を示して積極的に送り込む姿勢が必要である。その他、03年にはコーデックス総会の副議長に日本人が選出され(吉倉廣氏)、また、本年3月まではコーデックスの事務局長を日本人が務めた(宮城島一明氏)ほか、コーデックス事務局にもセコンドメントが派遣されるなどしており、このように国際舞台で活躍した日本人が帰国後、コーデックスにおける日本のプレゼンスをますます高める活動を展開していくことが期待される。

行政からの情報提供や意見交換は、すでにコーデックス連絡会議等を通じて展開されているが、分析まで含めた作業を効率的に日本で組織的に実施するには、現在食品安全に関与する様々な主体によって断片的になされている分析や活動を、ある程度統合・役割分担できるような仕組みづくりが重要といえる。現在、グローバルガバナンス論では、行政を中心としつつも多

様なアクターを巻き込んだネットワーク型のガバナンス (Keohane and Nye 2000) が議論されているが、食品分野においても、すでに存在する上述の様々な主体の活動を連携させるネットワーク型のガバナンスを展開する必要があるだろう。

【注記】

- i) SPS 協定の付属文書 A3(a)の中で、WTO が食品安全に関して国際基準と位置づけるのは、コーデックスの策定する基準・ガイドラインと勧告を明示している。関連して、「貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade, TBT 協定)」においてもコーデックス規格が国際基準と認識されており (ただし文書として明示されていない)、後述のイワシ紛争においてもコーデックス規格が国際基準として参照された。
- ii) 総会と執行委員会については、会議の議論がオーディオでネット上に公開されている。
- iii) 全般課題規格部会は、一般原則・食品表示・農薬・食品添加物といった分野横断的な内容を扱う。食品規格部会は、加工果汁・野菜・魚類・生産製品といった個別食品を扱う。地域調整部会は、6つあり、地域の調整を地域ごとに行う。特別部会は、目的・マニフェストと終了期限を明確に定めて時限的に個別問題に対応する目的で設置される。近年特別会議の形態をとるものが増えており、日本が議長国を務めたバイオテクノロジー応用食品に関する部会もこの特別部会という形態であった。
- iv) コーデックス手続きマニュアルの付属文書「コンセンサス促進の手段(Measures to Facilitate Consensus)」には次の項目が挙げられている；科学的根拠が十分でない場合には、次のステップに進めない；会議には、問題点に関する十分な審議と文書を用意しておく；合意が得られない場合はインフォーマルな会合を持つ (ただし、部会が会合の目的を明確に定め、透明性の確保の為に会合を全ての代表とオブザーバーに開放する)；コンセンサスが得られない場合、議題のスコープを見直す；全ての懸念が配慮され且つ十分な妥協が図られるまでステップを進めない；技術的なレベルでのコンセンサスが得られるまで総会に諮らない；途上国の更なる関与と参加を促す
- v) 「リスク管理」とはリスク評価を踏まえてリスク低減のための具体的措置を講じること、「リスク評価」とは、食品中のハザードを摂取することによりどの程度の健康上の悪影響が出るのかを科学的に評価すること、「リスクコミュニケーション」とは、リスク分析のあらゆる段階でリスク評価者・リスク管理者・消費者・事業者・研究者等のすべての関係者間で情報および意見を相互交換することである。
- vi) 常設のものとしては、食品添加物の基準値に関する科学的見解を提示している JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)、農薬基準値の科学的知見を報告する JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬物専門家会議) の他、JECFI (FAO/WHO/IAEA 合同食品照射専門家会議)、JEMRA (FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議) などがある。
- vii) このように長年にわたって参加してきたアクターがまとめ役として機能してきた状況は、近年変化しつつあるという指摘もある。
- viii) ちなみに、この係争では、コーデックスのイワシに関する規格が参照され、2002年に欧州の TBT 違反と裁定された。これにより、コーデックス規格の重要性が改めて認知されることとなった。
- ix) 規格策定のステップごとに考慮すべきテクニックや、文書のフォーマットにおいて注意すべき点等については、(小川 2008) の文献に具体的事例も含めて記されている。

【参考文献】

- Codex Evaluation Team. (2002). Report of the Evaluation of the Codex Alimentarius and Other FAO and WHO Food Standards Work. Available from <http://www.fao.org/docrep/meeting/005/y7871e/y7871e00.htm> (accessed 2 Sept. 2009)
- FAO/WHO. (2007). FAO/WHO Framework for the Provision of Scientific Advice on Food Safety and Nutrition (to Codex and member countries) Rome/Geneva, 2007
ftp://ftp.fao.org/ag/agn/proscad/Proscad_Framework_Final_E.pdf (accessed 2 Sept. 2009)
- Keohane, Robert, and Nye, J.S. (2000). "Governance in a Globalizing World." In Donahue, J. D. and Nye, J. S. (Eds.) Governance in a Globalizing World. Brookings Institute Press Washington DC: 1-41
- Matsuo, M, Matsuda, H. and Shiroyama, H. (in press). "Global Governance," in Sustainability Science Vol.1 edited by Komiyama, H et al., UNU Publications.
- Poli, Sara. (2004). "The European Community and the Adoption of International Food Standards within the Codex Alimentarius Commission." *European Law Journal* 10(5): 619-622.
- Sebenius, J. (1994). "Sequencing to Build Coalitions: With whom should I talk first?" (pp. 324-348) In Zeckerhauser, R., Keeney, R. and Sebenius, J.(Eds.) Wise Choices: Decisions, Games, and Negotiations, HBS Press.
- Veggeland, F., and S.O. Borgen. (2005). "Negotiating International Food Standards: The World Trade Organization's Impact on the Codex Alimentarius Commission." *Governance* 18(4): 675-708.
- Victor, David. (2000). "The Sanitary and Phytosanitary Agreement of the World Trade Organization: An Assessment after Five Years." *New York University Journal of International Law and Politics* 32: 865-937.
- I. W. ザートマン編. (2000). 『多国間交渉の理論と応用—国際合意形成へのアプローチ』 碓氷尊監訳、熊谷聡・蟹江憲史訳 東京:慶應義塾大学出版
- 小川良介 (2008). 「コーデックスとの付き合い方」『明日の食品産業』 2008年9月号 (No. 389 2008年9月発行)
- 松尾真紀子. (2008). 「食品の安全性をめぐる国際合意のダイナミズム—遺伝子組換え食品の事例」 城山英明編『政治空間の変容と政策革新第6巻: 科学技術ポリティクス』pp. 191-224
- 松尾真紀子 (2008). 「遺伝子組換え食品の表示を巡る国際状況—The global politics of labeling of genetically modified foods」『食品衛生研究』 58(12)2008.12, pp.15-24

【謝辞】

本稿の作成に当たっては、吉倉 廣氏 (厚生労働省 食品安全部 参与)、井関 法子氏 (厚生労働省 食品安全部 企画情報課 国際食品室 国際調整専門官) ならびに、小川 良介氏 (農林水産省 消費・安全局 表示・規格課長) により適切かつ貴重なコメントを頂いた。記して謝意を表したい。なお、全ての文責は筆者が負うものである。